

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、 本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和 8 年 6 月 14 日） 時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、 本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和 8 年 7 月 31 日） 時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	令和 8 年 7 月 政令改正に係る改正内容（令和 8 年 7 月 31 日施行に係るもの）を反映したほか必要の修正を行った。
3-1-1(1)① 表中	<u>国家安全保障会議 国家安全保障 会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 1 条</u>	（削除）
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	<u>国家安全保障会議 国家安全保障 会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 1 条</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>船舶活用医療推進本部 災害時等 における船舶を活用した医療提供 体制の整備の推進に関する法律 （令和 3 年法律第 79 号）第 7 条</u>	<u>認知症施策推進本部 共生社会の 実現を推進するための認知症基本 法（令和 5 年法律第 65 号）第 26 条</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>認知症施策推進本部 共生社会の 実現を推進するための認知症基本 法（令和 5 年法律第 65 号）第 26 条</u>	<u>船舶活用医療推進本部 災害時等 における船舶を活用した医療提供 体制の整備の推進に関する法律 （令和 3 年法律第 79 号）第 7 条</u>
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	<u>国家情報会議 国家情報会議設置 法（令和 8 年法律第 28 号）第 2 条</u>
3-1-1(1)① 表 注)	注) 以上は令和 8 年 4 月 1 日時点 において存続するもの	注) 以上は令和 8 年 7 月 31 日時 点において存続するもの
8-2 政令第 32 条	1 行政機関の長（第 18 条に規定 する者を除く。）は、法第 5 章第 2 節から第 5 節まで（法第 74 条 及び同章第 4 節第 4 款を除く。）	1 行政機関の長（第 18 条に規定 する者を除く。）は、法第 5 章第 2 節から第 5 節まで（法第 74 条 及び同章第 4 節第 4 款を除く。）

	に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、<u>内閣情報官</u>、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条若しくは第 53 条の官房、局若しくは部の長、同法第 17 条第 1 項若しくは第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の職、同法第 18 条の重要政策に関する会議の長、同法第 37 条若しくは第 54 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 39 条若しくは第 55 条の施設等機関の長、同法第 40 条若しくは第 56 条（宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第 43 条若しくは第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第 52 条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第 3 条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第 14 条第 1 項の職、同法第 16 条第 1 項の機関若しくはその事務局の長、同条第 2 項の機関の長	に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、<u>国家情報局長</u>、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条若しくは第 53 条の官房、局若しくは部の長、同法第 17 条第 1 項若しくは第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の職、同法第 18 条の重要政策に関する会議の長、同法第 37 条若しくは第 54 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 39 条若しくは第 55 条の施設等機関の長、同法第 40 条若しくは第 56 条（宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第 43 条若しくは第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第 52 条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第 3 条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第 14 条第 1 項の職、同法第 16 条第 1 項の機関若しくはその事務局の長、同条第 2 項の機関の長
--	---	--

	若しくは同法第 17 条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）第 13 条第 1 項の職又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第 8 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 8 条の 2 の施設等機関の長、同法第 8 条の 3 の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第 9 条の地方支分部局の長若しくは同法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の職に委任することができる。	若しくは同法第 17 条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）第 13 条第 1 項の職又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第 8 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 8 条の 2 の施設等機関の長、同法第 8 条の 3 の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第 9 条の地方支分部局の長若しくは同法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の職に委任することができる。
--	--	--